

みやぎ発展税（法人事業税の超過課税）と企業立地促進税制について

1 法人事業税の超過課税（みやぎ発展税）について

- ・みやぎ発展税は法人事業税の超過課税。現行の法人事業税率を5%増しにするもの。
- ・例として普通法人の所得割では

法人事業税率（現行）	法人事業税率（超過後）
所得の 5 %	→ 5.25 %
9.6 %	→ 10.08 %
- ・一例として、法人事業税額が 1,000万円 → 1,050万円
- ・合計30億円予定、H20年3月施行予定

2 対象となる企業

- ・資本金1億円を超える企業または所得金額が4000万円を超える企業→他県と同じ
- ・県外法人6,978社、県内法人1,100社（平成18年度実績）

3 全国の様況（法人事業税超過課税制度を導入している都府県）

- ・7都府県において、すでに実施中。
 - （東京都（S49）561億円、大阪府（S50）174億円、京都府（S56）32億円、神奈川県（S53）111億円、静岡県（S54）70億円、愛知県（S52）106億円、兵庫県（S51）67億円）
 - ※金額はH17税収額

4 使途について（※企業の設備投資等の状況に応じて柔軟に対応）

- 産業振興パッケージ（125億円）
 - ・企業集積促進（100億円）
 - ・中小企業技術高度化支援（10億円）
 - ・人づくり支援（5億円）
 - ・地域産業振興促進（10億円）→地域の振興策等に活用
- 震災対策パッケージ（25億円）
 - ・災害に対応する産業活動基盤の強化（20億円）
 - ・防災体制の整備（5億円）

5 優遇税制（企業立地促進税制）及び立地奨励金について

(1) 内容

- ・優遇税制
 - 製造業を行う法人が、取得価格1億円以上（過疎地区・離島地区では5,000万円以上）の生産等設備を新增設して事業の用に供し、新增設に伴い増加する雇用者が3人以上である場合に、新增設した対象部分に係る不動産取得税と、3年間の法人事業税、県固定資産税の一定の対象額を1/2に免除（企業立地促進法に規定する集積区域への「高度電子機械産業」、「自動車関連産業」の工場については全額免除）する。
- ・立地奨励金
 - 現行制度（上限10億円で全国最低レベル）を大幅に拡充予定

(2) 対象

- ・上記の要件を満たせば、県外企業も県内企業も対象。

(3) 実施時期

- ・H20年4月施行予定（関連議案は11月議会に提出予定）

6 新税（超過課税＋優遇税制・立地奨励金）による経済損失と経済効果

○経済損失 ▲170億円

○経済効果 約4,900億円

（設備投資約1,500億円、生産活動約3,400億円）

7 本県行財政改革の取り組みについて

(1) 行政改革の取り組み

○H11 から H17（実施済み）

・知事部局職員478人（8.4%）削減

・1,500億円（一般財源ベース）を超える財源対策（人件費削減、事務事業見直し等）を実施

○H18 から H21（現在実施中）

・知事部局職員（大学含む）505人（9.3%）削減

（教職員と合わせて1,425人削減予定）

・2,200億円（一般財源ベース）を超える財源対策（人件費削減、事務事業見直し、県有資産有効活用等）を実施予定

○人件費はH11～H22で710億円を超える削減

※ 人件費は、一般行政職等（約6,000人、うち知事部局は約5,000人）＋教職員（小・中・高で約20,000人）＋警察職員（約4,000人）の合計30,000人分を負担している。

→ 学校の教職員は法令等で定数が決まっている

警察官定数も同様に近年増員傾向にある

(2) 何故これほど財政状況が厳しくなったのか？

・国の経済対策に応じて借金が膨らんでいた上に、

・三位一体改革の名の下に5.1兆円の地方交付税の削減

本県 H15→H16 ▲251億円、H16→H17 ▲64億円、

H17→H18 ▲67億円 ※H15→H18 ▲382億円

※H19以降もこのレベルが維持されている



・財政調整基金等4基金（貯金）の枯渇

H14 306億円 → H19 32億円

・県債残高の増加

H17 1兆3,653億円

(3) 経常収支比率（予算の一般財源に占める義務的な経常経費の割合）

H8年 → 83.2%

H17年 → 94.4%

(4) 来年度以降の見通し

H20年度では約84億円、H21年度では約97億円の財源不足

→ この不足分は、さらなる歳出抑制と歳入確保対策（資産売却、広告収入等）で対応予定であるが、産業振興のための新たな予算確保は極めて困難